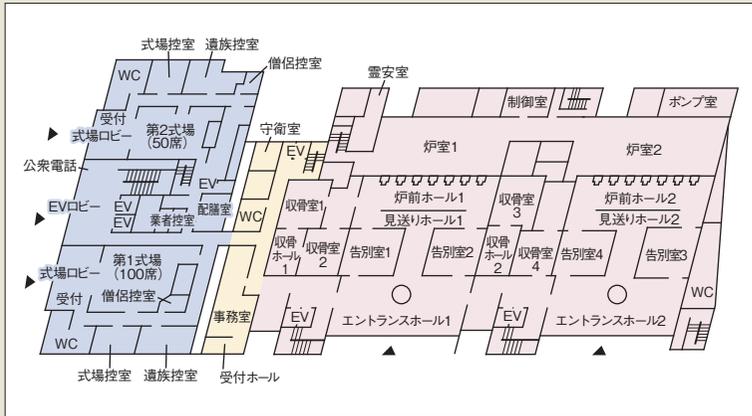
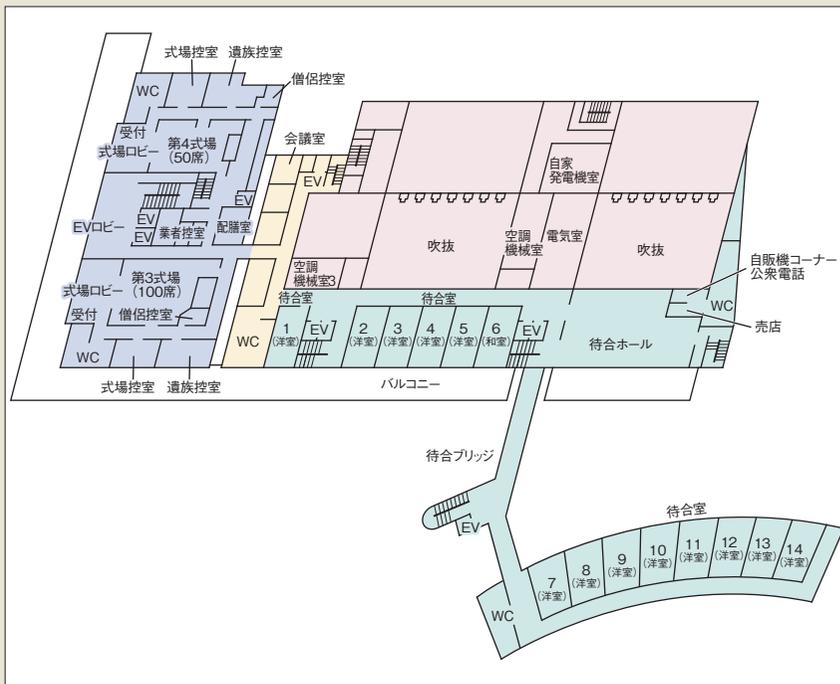


施設平面図

1階

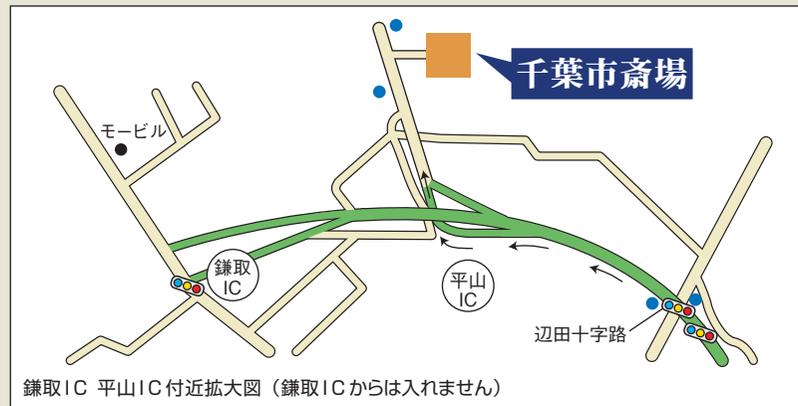


2階



■ 千葉市斎場案内図

案内看板



交通

【タクシーの場合】 JR千葉駅から、約9km・30分程度。
 JR鎌取駅から、約3km・5～10分程度。
 京成千原線大森台駅および学園前駅から、約4.5km・20分程度。

【バスの場合】 JR鎌取駅から、約3km・5～10分程度。
 千葉都市モノレール千城台駅から、6km・20分程度

※大型バスでのご来場はできません。※駐車場は200台収容です。



千葉市斎場

〒266-0002
 千葉市緑区平山町1762番地2
 TEL : 043-293-4000



お問い合わせ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
 千葉市保健福祉局医療衛生部生活衛生課
 TEL : 043-245-5213

ホームページ <https://chiba-saijou.com/>

千葉市斎場



千葉市斎場指定管理者

富士建設工業株式会社・千葉グローブシップ株式会社共同体

●利用資格

利用上の制限は特にありません。どなたでもご利用いただけますが、利用料金は故人の住所によって異なります。

●休場日と開場時間

施設等	休場日	開場時間
火葬施設	1月1日 友引	午前9時から午後5時
葬儀式場（霊安室含む）	1月1日	午前9時から午後10時
霊きゅう自動車業務	1月1日	午前9時から午後5時
葬儀用祭壇貸出業務	1月1日	午前9時から午後5時

●予約申込等

千葉市斎場登録葬祭業者の方はWEBから「千葉市斎場予約システム」にて火葬、式場（霊安室利用も含む）の予約が可能です。霊きゅう自動車の予約は10日前の午前9時から午後5時まで（電話番号：043-293-4000）で受け付けます。なお、利用日の予約締切時間は前日の正午12時までとなります。

利用者の方が葬祭業者を利用しない場合は、千葉市斎場（電話番号043-293-4000）へ電話で直接お申し込みください。

当日、受付で「埋（火）葬許可証」とともに「施設使用許可申請書」を提出し、使用料を現金でお支払いください。

■火葬施設

火葬の開始は午前9時20分～午後3時の間となります。

柩の大きさは幅65cm×高さ60cm×長さ200cm以内とします。規格外の柩の場合は、事前にご相談ください。

公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となる副葬品は、柩の中へ入れないでください。（下表参照）

柩に入れられないもの
公害（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるもの ビニール製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）、化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）、発泡スチロール製品（枕、緩衝材、パッキング等）、その他のもので発生源となるもの（CD、ゴルフボール等）
可燃物であっても燃焼の妨げとなる燃えにくいもの 果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）、書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）、大型繊維製品（衣類の納めすぎ、大きなぬいぐるみ等）
火葬炉設備の故障の原因となるもの スプレー缶、電池、金属製品、カーボン製品等（つりざお、ゴルフクラブ、ラケット等）
その他危険なもの ガラス製品（めがね、ビン、食器等）、その他、燃焼に伴い危険なもの
※ペースメーカー等体内装置医療品は、必ず事前にお申し出ください。



告別室



遺族控室



やすらぎ庭園

■待合室（無料）

火葬の間は、待合室及び待合ロビーでお待ちください。待合室には茶器等を用意してありますので、茶葉の準備や後片づけは、利用者がセルフサービスによりお願いします。

飲食物の手配は利用者が行ってください。なお、売店でも扱っています。

飲食物等から生じたゴミはお持ち帰りください。

■葬儀式場（有料）

通夜、葬儀等に利用できます。式場控え室は、通夜のお清めや葬儀の控室として利用できます。飲食物の手配は利用者が行ってください。

遺族控室は、通夜の待機や休憩に利用できますが、寝具等の用意はありません。なお、夜間の出入りは原則10時までです、10時以降に出入りする場合は守衛室で手続きをお願いします。

通夜、葬儀のローソクや線香、抹香をご用意ください。売店でも販売しています。式場備え付けの祭壇はご利用できます。なお、斎場職員は、葬儀への従事、お手伝いはいたしません。

■売店【有限会社二町】

茶葉、ビール、酒、ジュース類、菓子類等を販売しています。骨壺、棺等も取り扱っています。

TEL：043-300-4300／FAX：043-300-4323

■その他

香典等、貴重品の保管には十分ご注意ください。

大型バスでのご来場はできません。

職員に対する心付け等は固くお断りいたします。

◆火葬施設使用料

区分	単位	市内居住者	市外居住者
ア 12歳以上の遺体	1体	6,000円	60,000円
イ 12歳未満の遺体	1体	3,000円	30,000円
ウ 死産児	1体	1,500円	15,000円
エ その他（人体の一部）	1柩	1,500円	15,000円

備考 市内居住者に係る使用料は、ア及びイにあっては死亡者の死亡時の住所が、ウにあっては分娩時の父又は母の住所が、エにあっては使用者の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆葬儀式場使用料

(1) 式場

区分		市内居住者	市外居住者
1室1日につき	100人席用	78,560円	157,130円
	50人席用	38,750円	78,560円

備考 1 午後4時から翌日の午後3時までをもって1日とします。
2 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

(2) 霊安室

区分	市内居住者	市外居住者
1体16時から翌16時までの24時間につき	5,230円	10,470円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆霊きゅう自動車使用料

区分		10キロメートルまで	10キロメートルを超える場合 1キロメートルまでごとに
1台につき	市内居住者	4,810円	130円
	市外居住者	15,700円	270円

備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。

◆葬儀用祭壇使用料

区分	祭壇	棺掛	鯨幕	焼香具	使用期間
居市住者内	5段	13,500円	130円	130円	3日
	3段	8,480円			
居市住者外	5段	43,570円	270円	270円	2日
	3段	38,550円			

備考 1 市内居住者に係る使用料は、死亡者の死亡時の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用します。
2 使用期間を超えて使用する場合は、当該使用期間を超える1日につき、この表に掲げる使用料の額に100分の20を乗じて得た額（10円未満切捨て）を加算します。使用期間中に葬儀用祭壇の位置を変更する場合も、同様とします。